

社労士國本の年中夢求 便い



義務化されるか？企業による「受動喫煙防止対策」

検討会が報告書を発表

厚生労働省では、昨年7月に「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」を立ち上げ、今年5月にその検討会が報告書をまとめました。今後、この報告書をベースに、労働安全衛生法の改正案が国会で審議される予定となっています。

この改正案が成立した場合、飲食業・サービス業などにとっては大きな負担が強えられることとなりそうです。

これまでの対策の流れ

職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、「労働安全衛生法」に定められた快適職場形成の一環として進められました。その後、平成15年に「健康増進法」が施行され、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効するなど、受動喫煙を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、健康志向の強まりや受動喫煙の有害性に関する知識の普及などから、職場における受動喫煙に対する労働者の意識も高まりつつあります。

受動喫煙防止を事業主の「義務」へ

このような環境の変化から、現在、企業に対して強く「受動喫煙防止対策」を求める流れになっています。

そして、職場における受動喫煙防止について、従来の「快適職場形成のため」から「労働者の健康障害防止のため」という観点に切り替え、職場における受動喫煙防止を事業主の「義務（罰則付き）」とする法改正が予定されているのです。

今後の審議状況に注目

今後のあり方として、事務所、工場等では「全面禁煙」「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」とすることが求められ、飲食店、ホテル・旅館等においては、原則として「全面禁煙」「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」とすることが必要とされ、それが困難な場合は喫煙区域の割合を少なくし、喫煙区域からの煙の漏れを防ぎ、換気等を行うように求められる方向です。

多くの企業に影響を与えることとなりそうな法改正のため、今後の改正案の審議状況が気になるところです。



新卒者の採用活動開始時期を見直しの動き

相次ぐ見直しの表明

9月下旬、大手商社7社は、企業における大卒者の採用活動時期を遅らせるよう、日本経団連に呼びかける考えを表明しました。「就職活動の長期化が学業の妨げになっている」との意見が強いためであり、商社自身の採用試験の時期も見直していくとしています。

また、10月初旬には、社団法人日本貿易会(貿易商社の業界団体)が、新卒者の採用活動に関して、2013年度入社対象の新卒者から、採用スケジュールを遅らせるべく具体的な検討を始め、また、各産業界が協調して見直しが見直しが実現できるよう日本経団連などの関係団体に働きかけると発表しました。

採用側企業の発表を受けて

これら採用側企業の動きを受けて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、連名で245の主要経済団体、業界団体に向けた、早期の採用選考活動の抑制などを要請する文書を送りました。この要請文の中では各団体の努力を求めています。

また、リクルートや毎日コミュニケーションなど就職情報会社10社で構成する「日本就職情報出版懇話会」でも、就職活動の早期化への批判に対応し、新卒者の採用情報を提供するサイトの開設時期について、例年から1カ月以上遅らせて、来年は11月1日以降にすると発表しました。

これまでの就活の流れに変化

これまでの流れとしては、まず、大学3年生の8月ごろに「インターンシップ」を行う企業が出てきます。そして、10~11月にかけて「就職情報サイト」が開設され、「業界別セミナー」や「就活フェア」なども開かれます。

そして年が明けた1月ごろから「会社説明会」の開催が徐々に増えてきて、2月ごろには「エントリーシート」の提出なども始まります。

4年生になると「採用面接・選考」が始まり、5月ごろには「内々定」が出始め、6月には中小企業の採用活動も本格化してきます。

来年以降は、採用側企業や国側の対応を受けて、これらのスケジュールが遅くなっていくものと思われるかもしれませんが、企業としては、じっくりと良い人材を見極め、自社にとって必要な人材を確保することが必要なことには変わりはないでしょう。

新卒者はもちろん、中途採用も大変な時代です。だからといって、企業も安易に人を雇うわけにはいきません。

とはいいいながらも、最近では採用に関する雇用保険助成金が充実しているという現実もあります。採用をお考えのお客様は、事前に教えて下さいね。



魅力ある企業とは？

去る11月12日、柳井で行われた“金融機関から見た柳井”という討論会に参加してきました。参加金融機関は、柳井にある4つの銀行（山銀さん、西京さん、東信さん、広銀さん）でした。そこで参考になったお話しをいくつかを、箇条書きではありますが記していきます（私が下手に文章にするより分かりやすいので・・・）。柳井に限らず、どの街の企業にも当てはまることと思います。

魅力ある企業とは？

以下のような意見を言われていました。

- ・働く人が元気
 - ・社長に商才がある
 - ・何度も訪問したいと思う
 - ・（他社の？）いい所を真似ている
 - ・情報を取りに行っている
 - ・魅力ある商品、サービスがある
 - ・広い視野を持っている
 - ・情報を集めている（テレビ、新聞の良い所のメモを取る等）
 - ・社員教育徹底している（挨拶が元気）
- 等

理想の経営者とは？

以下のような意見を言われていました。

- ・数字に強くなる
 - ・約束を守る
 - ・誠実
 - ・信頼される人物
 - ・学びと努力を続ける
 - ・運がある（運がいいと思いつける）
 - ・自立心
 - ・ネアカな人
 - ・素直な心
 - ・情報源を持つ
- 等

他には・・・

- ・誇りを持つ
 - ・いつも笑顔
 - ・ぶれない
- といったことを言われていました。

少しでも社長様の参考になれば、嬉しいです。

私の本棚より～今月は、日経トッパーリーダーです～

今月ご紹介するのは、「日経トッパーリーダー」という毎月発刊の本です。私はたまたま知る機会があり、面白そうだなと思い年間購読を申し込みました。

内容についても、中小企業に役立つようなものもあり、「参考になるな～」と感じております。事業主様にマッチしそうな記事があれば、またご紹介させていただきます。



～所長のひとこと～ライオンズクラブで話をさせていただきました！

去る11月10日のことですが、私が入会して勉強を重ねている倫理法人会の方からのご紹介で、柳井ライオンズクラブ例会で話をさせていただく機会をいただきました。

事前に、時間配分を図りながら事務所で練習をして迎えた本番でしたが、人前に出るとやはり緊張してしまいます・・・しかし、その緊張感を、
“緊張するのは当たり前。でもそれが分かるというのは、自分を客観視できている証拠だ！”
というように考え、無事、例会を乗り切りました。

そして終わった後は、参加者の方全員にご挨拶をさせていただき、例会後は2次会にも誘っていただき、本当に充実した時間を過ごせました(ちなみに私はその後、お客様の経営するお店に飲みに行きましたが・・・)。

日々のお客様との相談手続き業務はもちろんですが、人前で話をする経験も、これまた社労士として、そして人間としての國本豊を成長させると思います。もっともっと大きくなって(身長ではありません・・・)、お客様にもっともっと貢献できる社労士になります！

社労士(企業労務よろず相談所・就業規則コンサルタント・助成金受給サポーター・年金アドバイザー)國本豊は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします！

(以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします)

・ **就業規則の作成**

(プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します)

・ **労働保険、社会保険手続き**

労働保険の年度更新事務(7月) 社会保険の算定基礎届(7月) 36協定の作成届出(定時)
1年単位の変形労働時間届(定時) 介護保険料の変更、控除額のお知らせ(3月) 労災事故の手続き
健康保険料、厚生年金保険料の変更、控除額のお知らせ(9月) 雇用保険料率変更のお知らせ(4月)
入社・退職社員様に関わる保険関係届 一括有期事業開始届提出(翌月10日まで) 年金相談 等

・ **情報発信、相談業務**

毎月1回人事労務ニュースを持参(又は発送)します 労働基準監督署の調査対応
土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします
給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします
御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します 御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します

くにもとゆたか
國本 豊 社会保険労務士事務所(山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号)

- ・ 山口商工会議所エキスパート登録 ・ 財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録
- ・ 柳井市倫理法人会会員 ・ 柳井商工会議所青年部所属

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

